

十二の十二 経過的通所給付費等単位数表第1の19の注のことも家庭庁長官が定める基準 第二号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十三 経過的通所給付費等単位数表第1の20の注のことも家庭庁長官が定める基準 第三号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十四 経過的通所給付費等単位数表第1の21の注のことも家庭庁長官が定める基準 第三号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十五 経過的通所給付費等単位数表第2の1の注8のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十六 経過的通所給付費等単位数表第2の1の注9のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十七 経過的通所給付費等単位数表第2の4の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十八 経過的通所給付費等単位数表第2の9の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の十九 経過的通所給付費等単位数表第2の10の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十 経過的通所給付費等単位数表第2の12の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十一 経過的通所給付費等単位数表第2の17の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十二 経過的通所給付費等単位数表第2の19の注のことも家庭庁長官が定める基準 第二号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十三 経過的通所給付費等単位数表第2の20の注のことも家庭庁長官が定める基準 第三号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十四 経過的通所給付費等単位数表第2の21の注のことも家庭庁長官が定める基準 第三号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十五 経過的通所給付費等単位数表第3の4の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十六 経過的通所給付費等単位数表第3の8の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十七 経過的通所給付費等単位数表第3の9の注のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童 第一号の七の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十八 経過的通所給付費等単位数表第3の11の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の十二の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の二十九 経過的通所給付費等単位数表第3の16の注のことも家庭庁長官が定める基準 第一号の十三の規定を準用する。	[号を加える。]
十二の三十 経過的通所給付費等単位数表第3の18の注のことも家庭庁長官が定める基準 第二号の規定を準用する。	[号を加える。]

十二の三十一 経過的通所給付費等単位数表第3の19の注のことも家庭庁長官が定める基準

第三号の規定を準用する。

十二の三十二 経過的通所給付費等単位数表第3の20の注のことも家庭庁長官が定める基準

第三号の規定を準用する。

十二の三十三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所給付費の注4のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 職業指導員及び児童発達支援管理責任者その他の者が共同して、指定福祉型障害児入所施設に入所する障害児に係る将来の日常生活又は社会生活の見通しを考慮した日中活動計画を作成していること。

ロ 当該施設における日ごとの日中活動計画に基づき、計画的に指定入所支援を行うとともに、障害児の状態を定期的に記録していること。

ハ 当該施設における日ごとの日中活動計画の実施状況を定期的に評価し、必要に応じて当該計画を見直していること。

十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7のイのことも家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所給付費の注7のロのことも家庭庁長官が定める基準

第八号の三のロの規定を準用する。

十四 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のイ及びロのことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

次に掲げる場合に応じ、それぞれ法第十一条第二号ハに規定する都道府県（指定都市にあつては指定都市とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市とする。以下この号において同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が、それぞれ次に掲げる点数以上であると都道府県が認めた障害児

イ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のイを算定する場合
二十点以上

ロ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロを算定する場合
三十点以上

〔表 略〕

十四の二 入所給付費単位数表第1の1の注13のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

第一号の四の規定を準用する。

十四の三 入所給付費単位数表第1の1の注13のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の三のハに該当する者

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十二の三 児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十三号）別表障害児入所給付費単位数表（以下「入所給付費単位数表」という。）第1の1の福祉型障害児入所給付費の注5の2及び注7のイのことも家庭庁長官が定める基準
第一号の五の規定を準用する。

〔号を加える。〕

十三 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロのことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童
法第十一条第二号ハに規定する都道府県（指定都市にあつては指定都市とし、児童相談所設置市にあつては児童相談所設置市とする。以下この号において同じ。）の判定に基づき、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると都道府県が認めた障害児

イ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のイを算定する場合
二十点以上

ロ 入所給付費単位数表第1の1の福祉型障害児入所施設給付費の注7のロを算定する場合
三十点以上

〔加える。〕

〔表 同上〕

十三の二 入所給付費単位数表第1の1の注13のことも家庭庁長官が定める基準に適合する専門職員

第一号の規定を準用する。

十三の三 入所給付費単位数表第1の1の注13のことも家庭庁長官が定める基準に適合する者
第一号の二の規定を準用する。

十五 入所給付費単位数表第1の3の注1及び第2の2の注1のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号。以下「指定入所基準」という。）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）及び移行支援計画（指定入所基準第二十一条の二第一項に規定する移行支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する支援のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

〔ロ〕ト 略

十五の二 入所給付費単位数表第1の6の3の注1並びに8の3の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十五の三 入所給付費単位数表第1の8の2の注2のことも家庭庁長官が定める基準

心理担当職員（障害児に対する直接支援若しくは相談支援の業務若しくはこれに準ずる業務に従事した期間が通算して三年以上である者に限る。）を一以上配置し、当該心理担当職員が要保護児童（法第六条の三第八項に規定する要保護児童をいう。）又は要支援児童（同条第五項に規定する要支援児童をいう。）に係る心理支援のための計画を作成し、当該計画に基づいた心理支援を行うこと。

十六、十七の二 「略」

十七の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2及び注5の2のイのことも家庭庁長官が定める基準

第一号の八の規定を準用する。

十七の四 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注5の2の口のことも家庭庁長官が定める基準

第八号の三のロの規定を準用する。

十七の五 入所給付費単位数表第2の1の注5の2のイ及び口のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号の規定を準用する。

十七の六 入所給付費単位数表第2の4の3の注1並びに4の5の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十四号（イに係る部分に限る。）の規定を準用する。

十七の七 入所給付費単位数表第2の4の4の注2のことも家庭庁長官が定める基準

第十五の三の規定を準用する。

十四 入所給付費単位数表第1の3の注1及び第2の2の注1のことも家庭庁長官が定める基準に適合する自活に必要な訓練

次のイからトまでに掲げるいずれにも該当する場合

イ 自活訓練加算の対象となる障害児（以下この号において「加算対象児」という。）に係る入所支援計画（児童福祉法に基づく指定障害児入所施設等の人員、設備及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第十六号）第二十一条第一項に規定する入所支援計画をいう。）を踏まえ、加算対象児の六月間の個人生活、職場生活等の社会生活及び余暇の活用方法に関する指導のための計画（以下この号において「自活訓練計画」という。）を作成するとともに、当該自活訓練計画に基づき、適切に訓練を行うこと。

〔ロ〕ト 同上

〔号を加える。〕

〔号を加える。〕

十五、十六の二 「同上」

十六の三 入所給付費単位数表第2の1の医療型障害児入所給付費の注4の2及び注5の2のことも家庭庁長官が定める基準

第一号の五の規定を準用する。

十六の四 入所給付費単位数表第2の1の注5の2のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十三号の規定を準用する。

十六の五 入所給付費単位数表第2の1の注5の2のイ及び口のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十三号の規定を準用する。

十六の六 入所給付費単位数表第2の4の3の注1並びに4の5の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める基準に適合する強度の行動障害を有する児童

第十三号の規定を準用する。

十六の七 入所給付費単位数表第2の4の4の注2のことも家庭庁長官が定める基準

第十五の三の規定を準用する。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十七条 この家庭庁長官が定める児童等の一部を次のように改正する。

次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正前欄に掲げる対象規定で改正後欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを削り、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改正後	改正前
<p>「一〇の十三 略」</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の13の注1及び注2のことも家庭庁長官が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)について、次に掲げる基準のいずれにも適合し、かつ、賃金改善に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>(一) 指定児童発達支援事業所等が仮に福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)を算定した場合に算定することが見込まれる額の二分の一以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当てに充てるものであること。</p> <p>(二) 介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員(公認心理師を含む)、サージスマニエール管理責任者、児童発達支援管理責任者、サージスマニエール提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経験及び技能を有する障害福祉人材と認められるものうち一人は、賃金改善後の賃金の見込額が年額四百四十万円以上であること。ただし、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額が少額であることその他の理由により、当該賃金改善が困難である場合はこの限りでないこと。</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>〔4〕(8) 略</p> <p>(9) (8)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。</p> <p>(10) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(1)から(Ⅲ)までのいずれかを届け出ていること。</p>	<p>「一〇の十三 同上」</p> <p>二 通所給付費等単位数表第1の13の注のことも家庭庁長官が定める基準</p> <p>イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(1)</p> <p>次に掲げる基準のいずれにも適合すること。</p> <p>(1) 福祉・介護職員その他の職員の賃金(退職手当を除く。)の改善(以下「賃金改善」という。)に要する費用の見込額(賃金改善に伴う法定福利費等の事業主負担の増加分を含むことができる。以下同じ。)が、福祉・介護職員等処遇改善加算の算定見込額以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。</p> <p>〔加える。〕</p> <p>(2) 指定児童発達支援事業所(指定通所基準第五条第一項に規定する指定児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)、共生型児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の二に規定する共生型児童発達支援の事業を行う事業所をいう。))又は基準該当児童発達支援事業所(指定通所基準第五十四条の六に規定する基準該当児童発達支援事業所をいう。以下同じ。)(以下「指定児童発達支援事業所等」と総称する。)において(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の当該事業所の職員の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等処遇改善計画書を作成し、全ての職員に周知し、都道府県知事(地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第二百五十二条の十九第一項の指定都市(以下「指定都市」という。))又は法第五十九条の四第一項の児童相談所設置市(以下「児童相談所設置市」という。))にあつては、指定都市又は児童相談所設置市の市長とし、基準該当児童発達支援事業所の場合にあっては登録先である市町村の市町村長とする。以下同じ。)に届け出ていること。</p> <p>(3) 福祉・介護職員等処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために当該事業所の職員の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。</p> <p>〔加える。〕</p> <p>〔4〕(8) 同上</p> <p>〔加える。〕</p>

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅱ)
イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅲ)

ハ イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

「削る。」

二 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅳ)

イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅴ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準等の一部を改正する告示(令和六年子ども家庭庁告示第三号)第二条の規定による改正前の障害児通所給付費等単位数表(以下「旧障害児通所給付費等単位数表」という。)の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

ヘ 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅵ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(1)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
(2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(Ⅶ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(1)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
(2) イの(1)の(一)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)
イの(1)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)

ハ 次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)から(6)まで及び(8)に掲げる基準に適合すること。
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

チ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(4)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(III)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

リ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ヌ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(6)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(II)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(II)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ル

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(III)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(一)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(I)又は(II)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。
- (2) イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く。及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

「加える。」

ワ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)9
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

カ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)10
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)を届け出しており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで及び(8)から(10)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

コ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)11
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)を届け出しており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅴ)又は(Ⅵ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

- (2) イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

[加える。]

[加える。]

[加える。]

タ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)¹²
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イの(1)の(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

レ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)¹³
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)を届け出ていないこと。
- (2) イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(三) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ソ

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)¹⁴
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)又は(Ⅱ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く、(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

「加える。」

「加える。」

「加える。」

三|| 削除

- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
 - (一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。
 - b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
 - (二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。
 - a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
 - b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

三||

イ 通所給付費等単位数表第1の14の注のこども家庭庁長官が定める基準
 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅰ)

- (1) 障害福祉人材（福祉・介護職員又は心理担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者若しくはサービス提供責任者のいずれかとして従事する者をいう。以下同じ。）その他の職員（以下「障害福祉人材等」という。）の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、介護福祉士、社会福祉士、精神保健福祉士又は保育士のいずれかの資格を保有する者、心理担当職員（公認心理師を含む）、サービス管理責任者、児童発達支援管理責任者、サービス提供責任者その他研修等により専門的な技能を有すると認められる職員のいずれかに該当する者であつて、経歴及び技能を有する障害福祉人材と認められるもの（以下「経歴・技能のある障害福祉人材」という。）のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金（退職手当を除く。）の見込額が年額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。
 - (2) 当該指定児童発達支援事業所等において、(1)の賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。
 - (3) 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く。）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。
 - (4) 当該指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。
 - (5) 児童発達支援給付費における福祉専門職員配置等加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
 - (6) 児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。
 - (7) (2)の届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く。）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。
 - (8) (7)の処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。
- ロ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算(Ⅱ) イ(1)から(4)まで及び(6)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

〔四〇九略〕
十及び十一の二 削除

〔十の二の二〇の二の四略〕

十の三 通所給付費等単位数表第4の4の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 福祉・介護職員等処遇改善加算(I)
第二号イの(1)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ 福祉・介護職員等処遇改善加算(II)
第二号イの(1)の(一)及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(III)
第二号第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ニ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(1)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 第二号イの(1)の(二)及び(2)から(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

三の二 通所給付費等単位数表第1の15の注のことも家庭庁長官が定める基準
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定見込額以上となり、かつ、障害福祉人材等のそれぞれについて賃金改善に要する費用の見込額の三分の二以上を基本給又は決まって毎月支払われる手当の額の引上げに充てる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 指定児童発達支援事業所等において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等ベースアップ等支援計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準（本加算による賃金改善分を除く）を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ 当該指定児童発達支援事業所等において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(I)から(III)までのいずれかを算定していること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容（賃金改善に関するものを除く）及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

〔四〇九 同上〕
十 通所給付費等単位数表第3の12の注のことも家庭庁長官が定める基準
第三号の規定を準用する。

十一 通所給付費等単位数表第3の13の注のことも家庭庁長官が定める基準
第三号の規定を準用する。

〔十の二の二〇の二の四 同上〕

十の三 通所給付費等単位数表第4の4の注のことも家庭庁長官が定める基準
第二号の規定を準用する。

ホ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(2)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅱ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) 第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(5)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) 第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ト 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(7)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) 第二号イの(1)の(一)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件（福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。）を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(8)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていること。

(2) 第二号イの(1)の(一)及び(二)に係る部分を除く。及び(2)から(8)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

- リ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(10)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 第三号イの(1)(二)、(2)から(6)まで、(8)及び(9)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 一 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- ア 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- イ アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- ロ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- ア 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- イ アについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- 又 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(11)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。
- (2) 第三号イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(2)から(6)まで、(7)の(一)から(四)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ル 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。
- (2) 第二号イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- ハ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)(13)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅳ)及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算を届け出ていないこと。
- (2) 第二号イの(1)(一)及び(二)に係る部分を除く。(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。
- 一 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- ア 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。
- イ アの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。
- ロ 次に掲げる要件の全てに適合すること。
- ア 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。
- イ アについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

ヲ 福祉・介護職員等処遇改善加算(V)¹⁴
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 令和六年五月三十一日において現に旧障害児通所給付費等単位数表の居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅲ)を届け出ており、かつ、福祉・介護職員等特定処遇改善加算及び福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を届け出ていないこと。

(2) 第二号イの(1) (ア)及び(イ)に係る部分を除く。(2)から(6)まで及び(8)に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(3) 次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(一) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の任用の際における職責又は職務内容等の要件(福祉・介護職員の賃金に関するものを含む。)を定めていること。

b aの要件について書面をもって作成し、全ての福祉・介護職員に周知していること。

(二) 次に掲げる要件の全てに適合すること。

a 福祉・介護職員の資質の向上の支援に関する計画を策定し、当該計画に係る研修の実施又は研修の機会を確保していること。

b aについて、全ての福祉・介護職員に周知していること。

十の四及び十の五 削除

十の四 通所給付費等単位数表第4の5の注のことも家庭庁長官が定める基準
福祉・介護職員等特定処遇改善加算
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害福祉人材等の賃金改善について、賃金改善に要する費用の見込額が、福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定見込額以上となり、かつ、経験・技能のある障害福祉人材のうち一人は、賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上となる、又は改善後の賃金(退職手当を除く。)の見込額が年額四百四十万円以上となる賃金改善に関する計画を策定し、当該計画に基づき適切な措置を講じていること。

ロ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、イの賃金改善に関する計画、当該計画に係る実施期間及び実施方法その他の障害福祉人材等の処遇改善の計画等を記載した福祉・介護職員等特定処遇改善計画書を作成し、全ての障害福祉人材等に周知し、都道府県知事に届け出ていること。

ハ 福祉・介護職員等特定処遇改善加算の算定額に相当する賃金改善を実施すること。ただし、経営の悪化等により事業の継続が困難な場合、当該事業の継続を図るために障害福祉人材等の賃金水準(本加算による賃金改善分を除く。)を見直すことはやむを得ないが、その内容について都道府県知事に届け出ること。

ニ 当該指定居宅訪問型児童発達支援事業所において、事業年度ごとに障害福祉人材等の処遇改善に関する実績を都道府県知事に報告すること。

ホ 居宅訪問型児童発達支援給付費における福祉・介護職員処遇改善加算(Ⅰ)から(Ⅲ)までのいずれかを算定していること。

ヘ ロの届出に係る計画の期間中に実施する障害福祉人材等の処遇改善の内容(賃金改善に関するものを除く。)及び当該障害福祉人材等の処遇改善に要する費用の見込額を全ての障害福祉人材等に周知していること。

ト ヘの処遇改善の内容等について、インターネットの利用その他の適切な方法により公表していること。

「十の六、十の八 略」
 十一 通所給付費等単位数表第5の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第十号の規定を準用する。
 十二及び十二の二 削除

「十二の三、十二の十二 略」
 十二の十三及び十二の十四 削除

「十二の十五、十二の二十二 略」
 十二の二十三及び十二の二十四 削除

「十二の二十五、十二の三十 略」
 十二の三十一及び十二の三十二 削除

「十二の三十三、十六 略」
 十七及び十七の二 削除

「十七の三、十八 略」
 「号を削る。」

「号を削る。」

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第十八条 一 家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に定める割合の一部改正
 二 家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数並びに所定単位数に定める割合（平成二十四年厚生労働省告示第二百七十一号）の一部を次のように修正する。
 次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄に掲げる規定は、当該対象規定を改正後欄に掲げるものように改め、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。

改 正 後	改 正 前
<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4並びに別表</p>	<p>一 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第二百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表（以下「通所給付費等単位数表」という。）第1の1の児童発達支援給付費の注3の(1)及び注4のことも家</p>

十の五 通所給付費等単位数表第4の6の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。
 「十の六、十の八 同上」

十一 通所給付費等単位数表第5の3の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第二号の規定を準用する。
 第十号の三の規定を準用する。

十二 通所給付費等単位数表第5の4の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

十三 通所給付費等単位数表第5の5の注のことも家庭庁長官が定める基準
 「十二の三、十二の十二 同上」

十四 経過的通所給付費等単位数表第1の20の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。

十五 経過的通所給付費等単位数表第1の21の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

十六 経過的通所給付費等単位数表第2の20の注のことも家庭庁長官が定める基準
 「十二の十五、十二の二十二 同上」

十七 経過的通所給付費等単位数表第2の21の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。

十八 経過的通所給付費等単位数表第3の19の注のことも家庭庁長官が定める基準
 「十二の二十五、十二の三十 同上」

十九 経過的通所給付費等単位数表第3の20の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。

二十 経過的通所給付費等単位数表第3の21の注のことも家庭庁長官が定める基準
 「十二の三十三、十六 同上」

二十一 入所給付費単位数表第1の11の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。

二十二 入所給付費単位数表第1の12の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

二十三 入所給付費単位数表第2の7の注のことも家庭庁長官が定める基準
 「十七の三、十八 同上」

二十四 入所給付費単位数表第2の8の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の規定を準用する。

二十五 入所給付費単位数表第2の8の注のことも家庭庁長官が定める基準
 第三号の二の規定を準用する。

2 経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1の注4の(1)及び注5並びに第2の1の注2の(1)及び注3のことも家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

二 「イ〜ハ 略」
削除

家庭庁長官が定める障害児の数の基準、従業者の員数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

二 「イ〜ハ 同上」

通所給付費等単位数表第2の1の医療型児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3のことも家庭庁長官が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 指定医療型児童発達支援事業所（指定通所基準第五十六条第一項に規定する指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合については、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>子ども家庭庁長官が定める障害児の数の基準</p> <p>指定医療型児童発達支援事業所の障害児の数が次の(1)又は(2)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が十一人以下 利用定員（指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。）の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が十二人以上 利用定員の数に百分の百二十五を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(2) 一日の障害児の数が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が五十人以下 利用定員の数に百分の百五十を乗じて得た数を超える場合</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上 利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>子ども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
--	---

〔三〇三の三 略〕

三の四 児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表2 経過的障害児通所給付費等単位数表第3の1の医療型経過的児童発達支援給付費の注2の(1)及び注3のことも家庭庁長官が定める障害児の数の基準及び営業時間の時間数の基準並びに所定単位数に乘じる割合

イ 旧指定医療型児童発達支援事業所（児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準第二号八に規定する旧指定医療型児童発達支援事業所をいう。以下同じ。）の障害児の数が次の表の上欄に掲げる基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。

<p>ロ 指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関（法第六条の二の二第三項に規定する指定発達支援医療機関をいう。以下同じ。）の営業時間の時間数が次の表の上欄に掲げる時間数の基準に該当する場合には、所定単位数に乘じる割合を同表の下欄に掲げるところによるものとする。</p>	<p>こども家庭庁長官が定める営業時間の時間数の基準</p> <p>こども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</p>
<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。</p>	<p>百分の八十五</p>
<p>指定医療型児童発達支援事業所又は指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 指定医療型児童発達支援事業所の場合にあつては指定通所基準第六十三条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p> <p>(2) 指定発達支援医療機関の場合にあつては指定医療型児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。</p>	<p>百分の七十</p>

〔三〇三の三 同上〕

〔号を加える。〕

<p>子ども家庭庁長官が定める障害児の数の基準</p> <p>旧指定医療型児童発達支援事業所の障害児の数が次の(1)又は(2)に掲げる利用定員の区分に応じ、それぞれ(一)又は(二)に定める場合に該当する場合</p> <p>(1) 過去三月間の障害児の数の平均値が、次の(一)又は(二)のいずれかに該当する場合</p> <p>(一) 利用定員が十一人以下</p> <p>(二) 利用定員が十二人以上</p> <p>(指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている利用定員をいう。以下この号において「利用定員」という。)の数に三を加えて得た数を超える場合</p> <p>(一) 利用定員が五十一人以上</p> <p>(二) 利用定員が五十一人以上</p> <p>利用定員の数に当該利用定員の数から五十を控除した数に百分の二十五を乗じて得た数に二十五を加えた数を加えて得た数を超える場合</p>	<p>子ども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の七十</p>
<p>子ども家庭庁長官が定める営業時間の時間の基準</p> <p>旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 旧指定医療型児童発達支援事業所の場合</p> <p>指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間以上六時間未満であること。</p>	<p>子ども家庭庁長官が定める所定単位数に乘じる割合</p> <p>百分の八十五</p>

<p>(2) 旧指定発達支援医療機関の場合にあっては指定児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間以上六時間未満であること。</p> <p>旧指定医療型児童発達支援事業所又は旧指定発達支援医療機関の営業時間の時間数が次の(1)又は(2)のいずれかに該当する場合</p> <p>(1) 旧指定医療型児童発達支援事業所の場合 合あっては指定通所基準第三十七条に規定する運営規程に定められている営業時間が四時間未満であること。</p> <p>(2) 旧指定発達支援医療機関の場合にあっては指定児童発達支援を行うのに要する一日当たりの標準的な時間数が四時間未満であること。</p>	<p>百分の七十</p>
<p>備考 表中の「」の記載は注記である。</p> <p>(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準の一部改正)</p> <p>第十九条 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づきこども家庭庁長官が定める基準(平成二十七年厚生労働省告示第百八十一号)の一部を次のように改正する。</p> <p>次の表により、改正前欄に掲げる規定の傍線を付した部分をこれに順次対応する改正後欄に掲げる規定の傍線を付した部分のように改め、改正前欄及び改正後欄に対応して掲げる対象規定は、その標記部分が同一のものは当該対象規定を改正後欄に掲げるもののように改め、その標記部分が異なるものは改正前欄に掲げる対象規定を改正後欄に掲げる対象規定として移動し、改正後欄に掲げる対象規定で改正前欄にこれに対応するものを掲げていないものは、これを加える。</p>	<p>〔四 同上〕</p>
<p>改 正 後</p> <p>一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。)別表の1の注1の(1)及び注2の(1)のこども家庭庁長官が定める基準</p> <p>次に掲げる基準を満たすこと。ただし、算定告示別表1の注8に規定する特別地域のうち、従業者の確保が著しく困難と市町村長が認める地域に所在する指定障害児相談支援事業所(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。)第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。)においては、イの(1)の(イ)及び(2)の(一)、ロの(1)の(一)及び(2)の(一)、ハの(1)の(一)及び(2)の(一)並びにニの(3)に掲げる基準については、配置される常勤の相談支援専門員(同項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)のうち一名以上が相談支援従事者現任研修(指定障害児相談支援の提供に当たる者としてこども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号)第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。)を修了していることに代えて、当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十八号。以下「計画相談支援指定基準」という。)第三条第一項に規定する指定特定相談支援</p>	<p>改 正 前</p> <p>一 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準(平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号。以下「算定告示」という。)別表の1の注1及び注2のこども家庭庁長官が定める基準</p>

事業所をいう。以下同じ。)に配置される相談支援専門員であつて、相談支援従事者現任研修を修了している者により一定の指導及び助言が行われる体制が確保されていること(以下「修了している者」とする。

イ 機能強化型障害児支援利用援助費(1)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(1)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)・(二) 略
(三) 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員及び相談支援員(指定基準第三条第四項に規定する相談支援員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(四) 基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。))を行つていること。

(五) 略
(六) 障害者総合支援法第八十九条の三第一項に規定する協議会(以下単に「協議会」という。)に定期的に参画し、同項に規定する関係機関等の連携の緊密化を図るために必要な取組を実施していること。

(七) 基幹相談支援センターが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が基幹相談支援センターを設置していない場合においては、地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認めるものが行う地域の相談支援体制の強化の取組に参画していること。

(八) 運営規程(指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。以下同じ。)において、市町村により地域生活支援拠点等(障害者総合支援法第七十七条第四項に規定する地域生活支援拠点等をいう。以下同じ。)として位置付けられていることを定めていること又は同条第三項第一号に規定する関係機関(以下「拠点関係機関」という。)との連携体制を確保することともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間において、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力すること(以下「移行すること」とする。

(九) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律)に基づく指定障害福祉サービスの事業等の人員、設

イ 機能強化型障害児支援利用援助費(1)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(1)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所(児童福祉法に基づく指定障害児相談支援の事業の人員及び運営に関する基準(平成二十四年厚生労働省令第二十九号。以下「指定基準」という。))第三条第一項に規定する指定障害児相談支援事業所をいう。以下同じ。)と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(一)・(二) 同上
(三) 指定障害児相談支援事業所の新規に採用した全ての相談支援専門員(指定基準第三条第一項に規定する相談支援専門員をいう。以下同じ。)に対し、相談支援従事者現任研修(指定障害児相談支援の提供に当たる者として子ども家庭庁長官が定めるもの(平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号。第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。以下同じ。))を修了した相談支援専門員の同行による研修を実施していること。

(四) 基幹相談支援センター(障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号。以下「障害者総合支援法」という。第七十七条の二第一項に規定する基幹相談支援センターをいう。以下同じ。)等から支援が困難な事例を紹介された場合においても、当該支援が困難な事例に係る者に指定障害児相談支援(児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号。以下「法」という。第二十四条の二十六第二項に規定する指定障害児相談支援をいう。以下同じ。))を提供していること。

(五) 同上
[加える。]

[加える。]

(六) 運営規程(指定基準第十九条に規定する運営規程をいう。第八号において同じ。)において、市町村により地域生活支援拠点等(障害福祉サービス等及び障害児通所支援等の円滑な実施を確保するための基本的な指針(平成二十九年厚生労働省告示第百十六号)第二の三に規定する地域生活支援拠点等をいう。第八号において同じ。)として位置付けられていることを定めていること。

(七) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

備及び運営に関する基準（平成十八年厚生労働省令第百七十一号。以下「指定障害福祉サービス等基準」という。）第二百六条の十三第一項に規定する指定自立生活援助をいう。以下同じ。）、指定地域移行支援（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定地域相談支援の事業の人員及び運営に関する基準（平成二十四年厚生労働省令第二十七号。以下「指定地域相談支援基準」という。）第一条第一号に規定する指定地域移行支援をいう。以下同じ。）、指定地域定着支援（指定地域相談支援基準第一条第二号に規定する指定地域定着支援をいう。以下同じ。）、指定計画相談支援（指定基準第三条第二項に規定する指定計画相談支援をいう。以下同じ。）その他これに類する職務に従事することができる。

- (十) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (イ) (1)の(一)から(七)までの基準に適合すること。
- (二) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

〔三〕 略

ロ 機能強化型障害児支援利用援助費(II)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(II)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (イ) (1)の(一)から(八)まで、(十)及び(十一)の基準に適合すること。
 - (二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。
- (2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (イ) (1)の(一)から(七)までの基準に適合すること。

〔二〕 略

- (三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(六) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置していること。

- (九) 同上

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

- (イ) (1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。
- (二) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を四名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

〔三〕 同上

ロ 機能強化型障害児支援利用援助費(II)及び機能強化型継続障害児支援利用援助費(II)次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

- (1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (イ) (1)の(一)から(六)まで、(八)及び(九)の基準に適合すること。
 - (二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を合計三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。
- (2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
 - (イ) (1)の(一)から(五)までの基準に適合すること。

〔二〕 同上

- (三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を三名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ハ 機能強化型障害児支援利用援助費Ⅲ及び機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳ
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

→ イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(七)の基準に適合すること。

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

→ イの(1)の(一)及び(三)から(七)までの基準に適合すること。

〔二〕略

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

ニ 機能強化型障害児支援利用援助費Ⅳ及び機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅴ
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) イの(1)の(一)及び(三)から(五)までの基準に適合すること。
イの(2)の(三)の基準に適合すること。

(3) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。ただし、当該相談支援専門員は、指定自立生活援助、指定地域移行支援、指定地域定着支援、指定計画相談支援その他これに類する職務に従事することができる。

算定告示別表の1の注6のことも家庭庁長官が定める基準
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 次の(1)から(3)までに掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

(2) 指定特定相談支援事業者（障害者総合支援法第五十一条の十七第一項第一号に規定する指定特定相談支援事業者をいう）、指定自立生活援助事業者（指定障害福祉サービス等基準第二百六条の十四第一項に規定する指定自立生活援助事業者をいう。以下同じ）、指定地域移行支援事業者（指定地域相談支援基準第二条第三項に規定する指定地域移行支援事業者をいう。以下同じ）及び指定地域定着支援事業者（指定地域相談支援基準第三十九条第三項に規定する指定地域定着支援事業者をいう。以下同じ）の指定を併せて受け、かつ、指定障害児相談支援の事業と指定計画相談支援、指定自立生活援助、指定地域移行支援及び指定地域定着支援の事業を同一の事業所において一体的に運営していること。

(3) 市町村及び拠点関係機関の相互の有機的な連携及び調整等の業務に従事する者（以下「拠点コーディネーター」という）が常勤で一人以上配置されている事業所として市町村長が認めるものであること。

ハ 機能強化型障害児支援利用援助費Ⅲ及び機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅳ
次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

(1) 他の指定障害児相談支援事業所と一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

→ イの(1)の(一)、(三)から(六)まで及び(七)の基準に適合すること。

(二) 当該指定障害児相談支援事業所及びこれと一体的に管理運営を行う指定障害児相談支援事業所において、それぞれ専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を一名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

(2) (1)に規定する指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所にあつては、次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

→ イの(1)の(一)及び(三)から(七)までの基準に適合すること。

〔二〕同上

(三) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる常勤の相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

ニ 機能強化型障害児支援利用援助費Ⅳ及び機能強化型継続障害児支援利用援助費Ⅴ
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) ハの(2)の(一)及び(三)の基準に適合すること。
〔加える。〕

(2) 専ら指定障害児相談支援の提供に当たる相談支援専門員を二名以上配置し、かつ、そのうち一名以上を常勤とするともに、そのうち一名以上が相談支援従事者現任研修を修了していること。

〔号を加える。〕

ロ 次の(1)から(3)までのいずれにも該当するものであること。

(1) イの(1)の基準に適合すること。

(2) 指定障害児相談支援の事業及び指定計画相談支援の事業を同一の事業所において一体的に運営し、かつ、他の指定自立生活援助事業者、指定地域移行支援事業者及び指定地域定着支援事業者の事業所と相互に連携して運営していること。

(3) 当該指定障害児相談支援事業所が位置付けられている地域生活支援拠点等と連携する拠点関係機関において拠点コーデイネーターが常勤で一人以上配置されており、かつ、当該拠点コーデイネーターと相互に連携している事業所として市町村長が認めるものであること。

三 算定告示別表の3の注1のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（法第六条の二の二第七項に規定する障害児支援利用計画をいう。以下同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

〔口略〕

四 算定告示別表の4の注1のことも家庭庁長官が定める基準

イ 主任相談支援専門員配置加算(1)

基幹相談支援センターの運営の委託を受けている指定障害児相談支援事業所、法第四十三条に規定する児童発達支援センターと一体的に運営される指定障害児相談支援事業所又は地域の相談支援の中核を担う機関として市町村長が認める指定障害児相談支援事業所であつて、主任相談支援専門員（算定告示別表の4の注1に規定する主任相談支援専門員をいう。以下同じ。）を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所の従業者及び当該指定障害児相談支援事業所以外の指定障害児相談支援事業所又は指定特定相談支援事業所の従業者に対し、その資質の向上のための指導及び助言を実施していること。

ロ 主任相談支援専門員配置加算(II)

主任相談支援専門員を配置し、当該主任相談支援専門員が、当該指定障害児相談支援事業所等の従業者に対し、その資質の向上のための研修を実施していること。

〔略〕

六 算定告示別表の12の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 行動障害支援体制加算(1)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護の提供に当たる者として）も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修を

いう）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書（以下「実践研修修了者」という。）を一名以上配置していること。

二 算定告示別表の3の注1のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 新規に障害児支援利用計画（法第六条の二の二第八項に規定する障害児支援利用計画をいう。ロにおいて同じ。）を作成する障害児相談支援対象保護者（法第二十四条の二十六第一項に規定する「障害児相談支援対象保護者」をいう。ロにおいて同じ。）に対して指定障害児支援利用援助（同項第一号に規定する「指定障害児支援利用援助」をいう。ロにおいて同じ。）を行った場合

〔口 同上〕

〔号を加える。〕

三 〔同上〕

算定告示別表の12の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち強度行動障害支援者養成研修（実践研修）（指定居宅介護の提供に当たる者として）も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定めるもの等（平成十八年厚生労働省告示第五百三十八号）別表第八に定める内容以上の研修をいう）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

(2) 実践研修修了者を配置している旨を公表していること。
 (3) 実践研修修了者が、次の表の行動障害の内容の欄の区分に応じ、その行動障害が見られる頻度等をそれぞれ同表の一点の欄から五点の欄までに当てはめて算出した点数の合計が二十点以上であると市町村が認めた障害児（以下「強度行動障害児」という。）の保護者に対して、現に指定障害児相談支援を行ってのこと。ただし、当該実践研修修了者が当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に強度行動障害者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定計画相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき）も家庭庁長官及び厚生労働大臣が定める基準（平成二十七年厚生労働省告示第百八十号）第六号のイの(3)に規定する強度行動障害者をいう。）又は強度行動障害児に対して指定計画相談支援を行つているときは、この限りでない。

行動障害の内容	一点	三点	五点
ひどく自分の体を叩いたり傷つけたりする等の行為	週に一回以上	一日に一回以上	一日中
ひどく叩いたり蹴ったりする等の行為	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
激しいこだわり	週に一回以上	一日に一回以上	一日に頻回
激しい器物破損	月に一回以上	週に一回以上	一日に頻回
睡眠障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
食べられないものを口に入れ たり、過食、反すう等の食事 に関する行動	週に一回以上	ほぼ毎日	ほぼ毎食
排せつに関する強度の障害	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
著しい多動	月に一回以上	週に一回以上	ほぼ毎日
通常と違う声を上げたり、大 声を出す等の行動	ほぼ毎日	一日中	絶えず
沈静化が困難なパニック			あり
他人に恐怖感を与える程度の 粗暴な行為			あり

ロ 行動障害支援体制加算(II)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

七 算定告示別表の13の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 要医療児者支援体制加算(I)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

五 算定告示別表の13の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち障害者総合支援法第七十八条第二項に規定する地域生活支援事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児

- (1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち障害者総合支援法第七十八条第三項に規定する事業（以下「地域生活支援事業」という。）として行われる研修（人工呼吸器を装着している障害児その他の日常生活を営むために医療を要する状態にある障害児等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。
- (2) 医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者を配置している旨を公表していること。
- (3) 医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者が、児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該通所支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十二号）別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の表の項目の欄に掲げるいずれかの医療行為を必要とする状態である児童（以下「医療的ケア児」という。）の保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該医療的ケア児等コーデイネーター養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に医療的ケア児又は医療的ケア児と同等の医療行為を必要とする状態である十八歳以上の者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。
- 要医療児者支援体制加算(Ⅲ)
- イの(1)及び(2)の基準に適合すること。
- 八 算定告示別表の14の注のことも家庭庁長官が定める基準
- イ 精神障害者支援体制加算(Ⅰ)
次に掲げる基準のいずれにも適合すること。
- (1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「精神障害者研修修了者」という。）を一名以上配置していること。
- (2) 精神障害者研修修了者を配置している旨を公表していること。
- (3) 精神疾患を有する患者であつて重点的な支援を要するものに対して支援を行う病院等又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律施行規則（平成十八年厚生労働省令第十九号）第五十七条第三項に規定する訪問看護ステーション等であつて、障害児相談支援対象保護者に係る障害児が通院又は利用するものの保健師、看護師又は精神保健福祉士と連携する体制が構築されていること。

等の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

六 算定告示別表の14の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（精神障害者の障害特性及びこれに応じた支援技法等に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者を一名以上配置していること。

(4) 精神障害者研修修了者が、精神に障害のある児童（法第四条第二項に規定する精神に障害のある児童をいう。）に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該精神障害者研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に精神障害者（障害者総合支援法第四条第一項に規定する精神障害者をいう。）に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 精神障害者支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

九 算定告示別表の14の2の注のことも家庭庁長官が定める基準

イ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅰ)

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

(1) 指定障害児相談支援事業所の相談支援専門員のうち地域生活支援事業として行われる研修（高次脳機能障害支援者養成に関する研修に限る。）又はこれに準ずるものとして都道府県知事が認める研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者（以下「高次脳機能障害支援者養成研修修了者」という。）を一名以上配置していること。

(2) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者を配置している旨を公表していること。

(3) 高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、脳の器質的病変の原因となる事故による受傷や疾病の発症の事実が確認され、かつ、日常生活又は社会生活に制約があり、その主たる原因が記憶障害、注意障害、遂行機能障害、社会的行動障害等の認知障害である者（以下「高次脳機能障害者」という。）であつて満十八歳に満たないものの保護者に対して現に指定障害児相談支援を行っていること。ただし、当該高次脳機能障害支援者養成研修修了者が、当該指定障害児相談支援事業所と同一敷地内に所在する指定特定相談支援事業所の職務にも従事する場合であつて、現に高次脳機能障害者に対して指定計画相談支援を行っているときは、この限りでない。

ロ 高次脳機能障害支援体制加算(Ⅱ)

イの(1)及び(2)の基準に適合すること。

十 算定告示別表の15の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 障害者ピアサポート研修修了者（障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づく指定障害福祉サービス等及び基準該当障害福祉サービスに要する費用の額の算定に関する基準（平成十八年厚生労働省告示第五百二十三号）別表介護給付費等単位数表第10の1の3の注の(1)に規定する障害者ピアサポート研修修了者をいう。）であつて、次の(1)及び(2)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(1) 障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者（以下この(1)及び(2)において単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者

(2) 管理者、相談支援専門員、相談支援員その他指定障害児相談支援に従事する者

〔ロ・ハ 略〕

十一 算定告示別表の16の注のことも家庭庁長官が定める基準

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ロ イに規定する者を配置している旨を公表していること。

〔号を加える。〕

七 算定告示別表の15の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれにも適合すること。

イ 地域生活支援事業として行われる研修（障害者ピアサポート研修における基礎研修及び専門研修に限る。）の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けた者であつて、次の(一)及び(二)に掲げるものを指定障害児相談支援事業所の従業者としてそれぞれ常勤換算方法で〇・五以上配置していること。

(一) 障害者総合支援法第四条第一項に規定する障害者（以下この(一)及び(二)において単に「障害者」という。）又は障害者であつたと市町村長が認める者

(二) 管理者、相談支援専門員その他指定障害児相談支援に従事する者

〔ロ・ハ 同上〕

八 算定告示別表の16の注及び17の注のことも家庭庁長官が定める基準

運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

十二 算定告示別表の17の注のことも家庭庁長官が定める基準

次に掲げる基準のいずれかに適合すること。

イ 運営規程において、市町村により地域生活支援拠点等として位置付けられていることを定めていること。

ロ 拠点関係機関との連携体制を確保するとともに、協議会に定期的に参画していること。ただし、令和九年三月三十一日までの間は、市町村が地域生活支援拠点等を整備していない場合は、拠点関係機関との連携体制を確保することに代えて、緊急の事態等への対処及び地域における生活に移行するための活動に関する取組に協力することで足りるものとする。

備考 表中の「」の記載及び対象規定の二重傍線を付した標記部分を除く全体に付した傍線は注記である。

第二十條 児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表4に規定することも家庭庁長官が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たるとして）

児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表4に規定することも家庭庁長官が定める者は、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たるとして）家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五條第十九項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、当該業務に三年以上従事した後に、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。

改正後

改正前

<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表4に規定することも家庭庁長官が定めるものは、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たるとして）家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五條第十九項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、当該業務に三年以上従事した後に、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p>	<p>児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（平成二十四年厚生労働省告示第百二十六号）別表障害児相談支援給付費単位数表4に規定することも家庭庁長官が定めるものは、相談支援従事者現任研修（指定障害児相談支援の提供に当たるとして）家庭庁長官が定めるもの（平成二十四年厚生労働省告示第百二十五号）第二号に規定する相談支援従事者現任研修をいう。を修了した後、障害児相談支援又は障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成十七年法律第百二十三号）第五條第十九項に規定する相談支援の業務に三年以上従事した者であつて、別表に定める内容以上の研修の課程を修了し、当該研修の事業を行った者から当該研修の課程を修了した旨の証明書の交付を受けたものとする。</p>
--	--

附則

（施行期日）

第一條 この告示は、令和六年四月一日から施行する。ただし、次の各号に掲げる規定は、当該各号に定める日から施行する。

一 第二條の規定（次号に掲げる改正規定を除く。）並びに第四條、第十七條及び附則第三條の規定 令和六年六月一日

二 第二條中児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の1の注3に(4)を加える改正規定、同表第3の1の注4に(4)を加える改正規定、同表第4の1の注3に(3)を加える改正規定及び同表第5の1の注2に(4)を加える改正規定並びに同告示別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1の注4に(4)を加える改正規定、同表第2の1の注2に(4)を加える改正規定及び同表第3の1の注2に(3)を加える改正規定 令和七年四月一日

三 第十條中指定障害児相談支援の提供に当たるとして子ども家庭庁長官が定めるもの第二号の改正規定（第五條第十八項）を「第五條第十九項」に改める部分に限る。及び第二十條中児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準（令和四年法律第百四号）附則第一條第四号に掲げる規定の施行の日

（経過措置）

第二條 令和七年三月三十一日までの間は、第一條の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表の第1の1の注6、第3の1の注6の3、第4の1の注7及び第5の1の注6並びに別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1の1の注8、第2の1の注6及び第3の1の注6、第三條の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費等単位数表第1の1の注3の3及び第2の1の注3の3並びに第五條の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児相談支援給付費単位数表1の注6の規定は適用しない。ただし、児童発達支援給付費、放課後等デイサービス給付費、主として難聴児経過的児童発達支援給付費、主として重症心身障害児経過的児童発達支援給付費、医療型経過的児童発達支援給付費、福祉型障害児入所施設給付費又は医療型障害児入所施設給付費を算定している事業所又は施設が、感染症の予防及びまん延の防止のための指針及び非常災害に関する具体的計画を策定していない場合は、この限りでない。

第三条 令和七年三月三十一日までの間は、第十七条の規定による改正後の子ども家庭庁長官が定める児童等（以下この条において「改正後児童等基準」という。）第二号イの(一)（改正後児童等基準第九号、第十二号の十二、第十二号の二十二、第十二号の三十、第十六号及び第十八号において準用する場合を含む。）の規定は適用せず、同号イの(1)の(二)（改正後児童等基準第九号、第十二号の十二、第十二号の二十二、第十二号の三十、第十六号及び第十八号において準用する場合を含む。）の規定の適用については、改正後児童等基準第二号イの(1)の(二)中「賃金改善後」とあるのは、「賃金改善に要する費用の見込額が月額八万円以上又は賃金改善後」とする。

2 令和六年五月三十一日において現に福祉・介護職員処遇改善加算（第二条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表（以下この項において「旧通所給付費等単位数表」という。）第1の13、第3の11、第4の4及び第5の3並びに別表2経過的障害児通所給付費等単位数表（以下この項において「旧経過的通所給付費等単位数表」という。）第1の19、第2の19及び第3の18並びに第四条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表（以下この項において「旧入所給付費単位数表」という。）第1の10及び第2の6の福祉・介護職員処遇改善加算をいう。）を算定しており、かつ、福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算（旧通所給付費等単位数表第1の15、第3の13、第4の6及び第5の5、旧経過的通所給付費等単位数表第1の21、第2の21及び第3の20並びに旧入所給付費単位数表第1の12及び第2の8の福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算をいう。以下この項において同じ。）を算定していない事業所又は施設が、令和八年三月三十一日までの間において、福祉・介護職員等処遇改善加算(1)から(Ⅳ)まで（第二条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定通所支援及び基準該当通所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児通所給付費等単位数表第1の13、第3の11、第4の4及び第5の3並びに別表2経過的障害児通所給付費等単位数表第1の19、第2の19及び第3の18並びに第四条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定入所支援に要する費用の額の算定に関する基準別表障害児入所給付費単位数表第1の10及び第2の6の福祉・介護職員等処遇改善加算(1)から(Ⅳ)までをいう。）のいずれかを算定する場合には、当該事業所又は施設が仮に福祉・介護職員等ベースアップ等支援加算を算定した場合に算定することが見込まれる額の三分の二以上を福祉・介護職員その他の職員の基本給又は決まって支払われる手当てに充てる福祉・介護職員その他の職員の賃金（退職手当を除く。）の改善を実施しなければならない。

第四条 令和六年三月三十一日において、第十九条の規定による改正前の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める基準第一号イ、ロ、ハ又は二のいずれかに該当する指定障害児相談支援事業所については、令和七年三月三十一日までの間、第十九条の規定による改正後の児童福祉法に基づく指定障害児相談支援に要する費用の額の算定に関する基準に基づき子ども家庭庁長官が定める基準（以下この条において「改正後指定障害児相談支援基準」という。）第一号イの(1)の(六)及び(七)の基準に適合しているものとみなして改正後指定障害児相談支援基準第一号イ、ロ及びハの規定を適用する。